



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 26 日 (水)
号 外
第 13 号

目 次

教育委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	1
選挙管理委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	1
人事委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	2
公安委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	2
企業局	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	2
警察本部	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	2
収用委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正	2
議 会	
○新潟県議会情報公開条例施行規則の一部改正	3

教育委員会

新潟県教育委員会規則第 1 号

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

新潟県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県情報公開条例施行規則（平成12年新潟県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育政策課）

選挙管理委員会

新潟県選挙管理委員会告示第13号

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

新潟県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する告示

新潟県情報公開条例施行規則（平成12年新潟県選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第 2 号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第 4 号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成13年栃木県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第 1 号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県情報公開条例施行規程（平成12年栃木県公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第 1 号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

栃木県情報公開条例施行規程（平成13年栃木県警察本部訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第 1 号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県収用委員会会長 横 堀 太 郎

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第 2 号

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

栃木県議会議長 池 田 忠

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会情報公開条例施行規程（平成12年栃木県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号から別記様式第 7 号までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。